

一般社団法人日本教育社会学会 法人化説明会

2023年9月9日（土）13時40分～14時05分 弘前大学人文社会学部総合教育棟201教室にて開催

資料作成者：山田哲也（一橋大学）

鶴田真紀（創価大学）

0. 学会の法人化を決めた背景

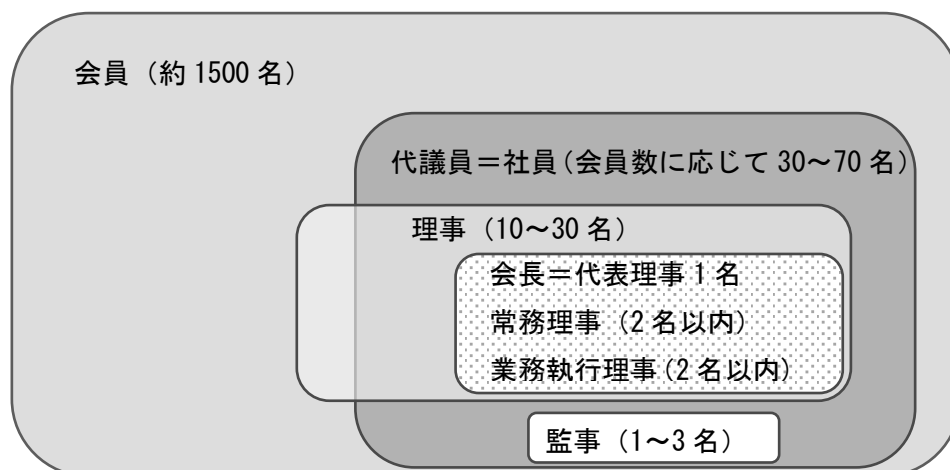
- ・任意団体として学会を運営すると財産の所有や契約に関する権利義務関係が曖昧になってしまう
- ・一般社団法人化することで学会活動の明確化が図られる（法令の縛りを上回るメリットがあると判断）
（本学会ニュースレター「ブリテン」No. 171、p. 1、吉田会長による説明の骨子）

1. 本学会の法人化プロセス

2019年9月常務会	法人化検討ワーキンググループ（以下WG）発足決定
2020年2月～4月	定款（案）等について会員パブリックコメントを募集
2020年7月～8月	定款（案）等（ver. 2）について会員パブリックコメントを募集
2021年1月9日	定款（案）等（ver. 3）を理事会が承認
2021年6月5日	法人化検討WGによる報告「法人化について」を理事会が承認
2021年8月10日	日本教育社会学会 Web サイトで「日本教育社会学会の法人化について」を公開（ https://jses-web.jp/houjinka/about-houjinka-20210810 ）
2021年9月11日	学会総会で、本学会の一般社団法人への移行を承認 法人化検討WG→法人化推進WGに移行
2022年9月10日	学会総会で、一般社団法人化を2023年8月とすることを承認
2023年1月7日	定款（案）等（ver. 4）を理事会が承認
2023年3月27日	法人化推進WG、 一般社団法人日本教育社会学会定款（案）（ver. 4） 一般社団法人日本教育社会学会会則 一般社団法人日本教育社会学会代議員選挙規則 一般社団法人日本教育社会学会役員候補者選出規則を 学会 Web サイト会員向けシステム（SOLTI）へ掲載
2023年5月24日～6月9日	2023・2024 学会年度理事選挙（一般社団法人の代議員選挙を兼ねる）
2023年7月10日～7月19日	選出された理事（法人化後は代議員）による役員候補者選挙 （会長候補1名 選挙理事候補9名 監事候補2名を選ぶ）
2023年8月29日	一般社団法人日本教育社会学会を登記申請（＝法人成立日）
2023年8月30日	設立時理事による理事会 設立時社員による社員総会 （設立時理事・社員は学会運営に必要な会則等を定め、法人の外形を整えるために開催）
2023年9月8日	第1回代議員総会で、2023-2024 学会年度の運営を担う役員（代表理事・理事・監事）を選任。

2. 一般社団法人日本教育社会学会の概要

○会員・代議員（社員）・理事等の関係：正会員から選出された代議員による間接民主制的な運営体制へ



会員：正会員又は名誉会員 1 名以上の推薦を受けて入会を申し込み理事会の承認を経て正会員になる
(一般社団法人日本教育社会学会定款 第 5 条)
(一般社団法人日本教育社会学会会則 第 4 条)

代議員（法人法上の社員）：選挙区に属する有権会員の互選により選出
(一般社団法人日本教育社会学会定款 第 12 条)
(一般社団法人日本教育社会学会代議員選挙規則 第 5 条)

会長（法人法上の代表理事）

- ・代議員の互選により**会長候補者**（1 名）を選出
(一般社団法人日本教育社会学会役員候補者選出規則 第 2 条)
- ・代議員会の決議によって、会長＝代表理事を選任する
(一般社団法人日本教育社会学会定款 第 28 条)

理事（法人法上の役員）

- ・代議員の互選により**選挙理事候補者**（9 名）を選出
- ・**選挙理事候補者**が**会長候補者**と協議のうえで 10 名以内の**推薦理事候補者**を代議員又は正会員から選出+加えて、年次研究大会の開催上必要と認めるとき、毎大会 2 名以内の**推薦理事候補者**を代議員又は正会員から選出することができる
(一般社団法人日本教育社会学会役員候補者選出規則 第 2 条)
- ・代議員総会の決議によって、**選挙理事候補者**（9 名）と**推薦理事候補者**（10 名以内+毎大会 2 名以内）を選任する
(一般社団法人日本教育社会学会定款 第 28 条)

監事（法人法上の役員）

- ・代議員の互選により**監事候補者**（2 名）を選出
(一般社団法人日本教育社会学会役員候補者選出規則 第 2 条)
- ・代議員会の決議によって監事を選出する（一般社団法人日本教育社会学会定款 第 28 条）

○代議員総会と理事（理事会）、監事の関係

代議員総会（法人法上の社員総会）：**社団法人の最高決定機関**（任意団体における総会に相当）

（定款 第13条）

理事：理事会を組織し学会運営を担う（理事は社団法人の運営を託された使用人のような位置づけ）

理事会の職務は、①代議員総会の日時・場所・議事に付すべき事項の決定、②規則の制定・変更、廃止、③その他業務執行の決定、④理事の職務の執行の監督、⑤会長・常務理事・業務執行理事の選定及び解職（定款 第36条）

学会運営にあたる事務局各部および委員会の人選は、**会長による指名、理事会による承認を経て確定する** ★学会運営の実務は事務局各部・委員会が担う

監事：法人の監査にあたる（任意団体の監査に相当）（定款 第30条）

○理事と事務局各部、委員会の関係について

事務局長、事務局各部の部長、編集委員会、研究委員会、国際委員会、倫理委員会（+特別委員会）の各委員長は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を経て委嘱する（会則 第7条・11条）

3. 法人化に伴い学会運営に生じる変化

○法人化後の本学会の制度は、**会員各位の権利や活動に影響が及ばないように設計している。**

とりわけ会員の関心が高いと思われる**研究成果を発表する権利**（会則 第5条）、**選挙権・被選挙権**（会則 第4条）については、法人化後も従前通り保障される。他方で、下記の点で変更点もある。

特に会員に関係すると思われる変更点

・会員による選挙の性格

任意団体時）理事選挙。理事選挙は、学会を運営する役員を選出する。

法人化後）代議員選挙。代議員選挙は、間接民主制のような方式で会員の代表を選挙区ごとに選出する（＝会員が選挙した代議員は、社団法人の構成員として代議員総会を組織し、法人法および定款に定める事項を審議し決議する）。

・大会時の総会の位置づけ

任意団体時）会則に定める事項のほか本会の事業および運営について重要な事項を審議決定し、会員は議決権をもつ。

法人化後）会員による決議のない事業報告会として開催される。

その他の学会業務における変更点

(1)選挙管理委員会

代議員選挙および会長・理事・監事候補者選挙を行う。また、法人への移行プロセスで作成した電子投票システム（2023年5月～7月の選挙時に使用）を法人化後も利用する。

(2) 代議員総会について

代議員総会の召集は、法人法の規定により 2 週間前までに代議員に通知する。通知にさいして、理事会が承認した決算報告・事業報告・監査報告を代議員に提供する。

なお、任意団体時の理事会は（法人後の）代議員総会に相当し、同様に常務会は（法人後の）理事会に相当する。

(3) 会計部の業務

社団法人が法人税を支払うために、会計部の業務が増加する。税務署がもとめる方式で会計処理を行い、決算のさいは、税理士による確認も必要となる。

(4) 大会校等の業務

大会会計等の決算とともに、会計証拠書類を学会事務局に提出する。

(5) 法務局における登記

役員の変更等を法務局において登記する（事務局が担当）。

以上